

第六次北本市総合振興計画策定方針

令和 6 年 4 月 22 日市長決裁

1 策定の趣旨

北本市では、これまで五次にわたる総合振興計画を策定し、まちの発展と市民福祉の向上に取り組んできた。

少子高齢化が進む中、本市の持つ特性や強みを生かしながら、市民の暮らしやすさの向上と持続性の高いまちづくりを継続的に進めていく必要がある。

そのような中、第五次北本市総合振興計画（以下「現行計画」という。）の計画期間が、令和 7 年度をもって終了することから、令和 8 年度を始期とする第六次北本市総合振興計画（以下「次期総合振興計画」という。）の策定に当たり、基本的な方針を定めるものである。

2 計画の位置付け

北本市自治基本条例（平成 21 年 9 月 30 日条例第 22 号）は、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」を実現することを目的としている。そしてこの条例は、北本市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重すべきことを義務付けたうえで、市は総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」）を策定し、市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならないとしていることから、まちづくりを進める上での最上位計画として位置付けるものである。

また、第 2 期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の計画期間が令和 7 年度で終了するが、計画の目指す方向性が総合振興計画に内包するものであることから、次期総合戦略についても一体の計画として策定する。

3 計画の構成

次期総合振興計画では、原則として現行計画の構成（「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」からなる三層構造）を引継ぎ、以下の前提で策定を進め、市民に分かりやすく、かつ、将来の社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう、策定過程において実効性のある構成・期間

について検討する。

(1) 基本構想

北本市自治基本条例の規定に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、まちづくりの理念や将来都市像を掲げ、市の将来を展望し、長期的視点からまちづくりの方向性を定めるものである。

計画期間については社会情勢等を踏まえ、適切な計画期間を定めるものとする。

(2) 基本計画

基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画である。基本構想の計画期間を踏まえ、適切な計画期間を定めるものとする。

(3) 実施計画

基本計画に示した施策を実現するための事業について、財政状況等を踏まえて策定する計画である。この計画に基づき実行した事業の効果を適切に評価し、評価した結果を次年度への取組に反映することにより、更なる効果の追求を行うとともに、実効性を担保する。

※なお、急激な社会情勢の変化等に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを検討する等、柔軟に対応するものとする。

4 策定における基本的な考え方

次期総合振興計画の策定に当たり、次の事項を基本的な考え方として取り組む。

(1) 重点事項や優先順位が明確で、実効性のある計画づくり

現行の計画から引き継ぐものと新たに計画に盛り込むものを整理する中で、将来を見据えて、計画の策定段階から重点的に取り組むことや優先して取り組むことを明確化するなど、実効性の高い計画づくりを行う。

(2) 実現性を確保した計画づくり

将来の人口動向や財政状況等を十分に想定し、施策の実現性を確保した計画づくりを行う。

(3) 時代の潮流や社会経済環境の変化等に対応した計画づくり

本市を取り巻く環境や市民ニーズが大きく変化する中で、人口減少への対応、D Xの推進、ゼロカーボンの推進等、時代の潮流や社

会経済環境の変化、多様化する考え方などを的確に捉え、時代の変化に柔軟に対応した計画づくりを行う。

(4) 市民協働による計画づくり

総合振興計画に対する理解を深めてもらうため、計画の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民と共に考え、協力し、市民協働による計画づくりを行う。そのため、北本市市民参画推進条例（平成 24 年 9 月 28 日条例第 24 号）第 7 条に定める市民参画を、計画策定過程において実施していく。

(5) 市民に分かりやすい計画づくり

計画の構成については、市民に分かりやすい体系とするとともに、市民の視点に立った表現で計画づくりを行う。

(6) P D C A サイクルによる適切な進行管理が行える計画づくり

P D C A サイクルを活用した適切な進行管理や施策の成果を明確に把握するための指標等を用いるなど、効率的かつ効果的な事業展開を図ることができる計画づくりを行う。

(7) 国及び県の政策並びに本市の個別計画との役割分担・整合を図った計画づくり

特定の行政課題に対応するため、法令等に基づき策定された国、県等の政策や本市の個別計画との関係性を明確にし、体系化するとともに整合性のある計画づくりを行う。

特に令和 6 ～ 7 年度にかけて策定予定の立地適正化計画及び令和 7 年度策定予定の都市マスタープランについては、連携を密に図り、整合性のある計画策定を行うものとする。

(8) S D G s（持続可能な開発目標）の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す世界共通の目標の達成への寄与を視野に S D G s の視点を結びつけた計画づくりを行う。

(9) その他

(1)～(8)までに掲げた考え方に基づき策定を進めるうえで、より効果的な方法がある場合は、そちらを採用することを妨げないものとする。

5 策定体制

庁内における検討組織である庁内推進体制と市民をはじめとする多様な主体の意見等を的確に反映するための庁外推進体制を整え、市民参画及び職員参画のもと、計画づくりを行う。

(1) 庁内推進体制

ア 行政経営会議

計画案を審議し、市として意思決定する。

イ 第六次総合振興計画検討委員会

副部長級及び課長級職員により構成し、計画案の検討を行う。

ウ 第六次北本市総合振興計画策定ワーキンググループ

市長が必要に応じて設置し、計画の策定に関する事項について調査等を行う。

エ 職員アンケート

全職員を対象としてアンケートを行い、市が抱える課題や現行計画の運用面での課題等について、意見を募集する。

(2) 庁外推進体制

ア 北本市総合振興計画審議会

計画案に係る市長からの諮問について、審議する。委員の構成（知識経験者、公共的団体等の代表者及び公募市民）や会の運営等については、北本市総合振興計画審議会規則（平成 21 年 9 月 30 日規則第 28 号）に基づく。

イ 北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議

次期総合振興計画と一体で策定する総合戦略の原案について、幅広い分野の関係者から意見を聴取する。

ウ 市民意識調査（アンケート）

市政に対する市民の意向を確認するため、市民意識調査を実施する。

エ 市民ワークショップ

市の現状や課題を整理したうえで、今後のまちづくりや重点的に取り組むべき施策について検討し、次期総合振興計画に反映させる。

オ 市民説明会

計画案策定の前提となる市の現状や原案の内容についての説明会を行う。

カ パブリック・コメント

北本市パブリック・コメント手続条例（平成 24 年 9 月 28 日条例第 22 号）に基づき、基本構想及び基本計画の原案について、パブリック・コメントを実施する。

キ 子どもの意見表明の機会の確保

市の政策決定過程において、子どもの意見を聴取し、反映させることができるよう、市民参画の実施において、適切な方法で参画機会を確保する。

(3) 市議会

策定の進捗状況に合わせて市議会に報告又は説明し、意見等を求める。

(4) 策定業務の一部委託

策定に当たっては、基礎調査をはじめとする各種調査、情報収集、計画策定手法など専門的知識及び技術を要するため、専門研究機関に業務の一部を委託する。

6 スケジュール

別添「第六次北本市総合振興計画策定スケジュール」のとおり。